

津島市立高台寺小学校  
いじめ防止基本方針

令和7年4月改定

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### 【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。そこで、学校は、「いじめをしない、させない、見過ごさない」という児童の育成に努める。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭・地域・関係機関等と連携しながら学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 学校いじめ対策組織と役割

### (1) 学校いじめ対策組織

「高台寺小学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップのもと、学校の設置者、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。そこで、全教職員が参加のもと定期的に開催する。

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう学校は、「学校いじめ対策組織」を設置する。「学校いじめ対策組織」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、学校全体で対応を行う。必要に応じて、スクールカウンセラー等を加え、組織として対応する。

### (2) 「学校いじめ対策組織」の役割

#### ① 「いじめ対策委員会」「不登校対策委員会」開催

- ・月に1回、全教職員が参加のもと開催し、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組む。

#### ② 「高台寺小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートや「いじめ問題取組チェック表」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### ③ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるい

じめ防止対策に努める。

④ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「高台寺小学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。また、学校だよりやホームページ等を通して、学校評価アンケートの結果や学年の日々の取り組み等を発信する。

⑤ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止・対応に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がける。学校教育活動の中で、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、互いを認め合い、よりよい人間関係を育むことができるよう配慮し、指導する。

- ① 児童同士、教師間、教師と児童、それぞれの信頼感ある温かな人間関係を築くことのできる学級づくり、学校づくりを目指す。
- ② 「人権教育推進委員会」を中心に発達段階に応じた人権教育を進める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 生活アンケートや教育相談を実施し、児童の人間関係の把握に努める。
- ⑤ 「学校いじめ対策組織」を定期的開催し、校長を中心とした校内指導体制の確立を図る。
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットやSNSいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑦ 保護者や地域、中学校と情報交換の場を定期的にもち、いじめについて未然に防止あるいは早期対応ができるようにする。
- ⑧ 関係各機関(市関係各課、児童相談センター、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)との連携を図る。

#### (2) いじめの早期発見の取組

いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、観察を行うことで、児童の小さな変化を見逃さないように大勢の目で見守る。

- ① 生活アンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを

見逃さないように努める。

- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 児童や保護者からいじめの報告があったときは、その事態を迅速に把握し、支援や対応を適切に行う。
- ④ 相談電話や外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

校長のリーダーシップのもと、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する）、児童への指導・支援を行う。事案によっては、さまざまな専門機関と協力し、対応する。

- ① いじめに関する相談を受けた際には、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。児童が安心して教育を受けることができるよう、保護者と連携を図りながら支援する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や保護者への助言を行う。加害児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけること、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、市関係各課、こども家庭センター、教育相談センター、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ⑥ インターネットやSNS上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑦ 保護者との連携については、家庭訪問（加害、被害とも）等により、事実関係を伝えるとともに、今後の連携方法について話し合う。事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 4 重大事態への対応

### 【重大事態の定義】

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」第28条第1より

- (1) 重大事態が生じた場合、もしくは重大事態として児童・保護者からの申し立てがあった場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、「重大事態の対応フロー図」に沿って、いじめ対象児童や

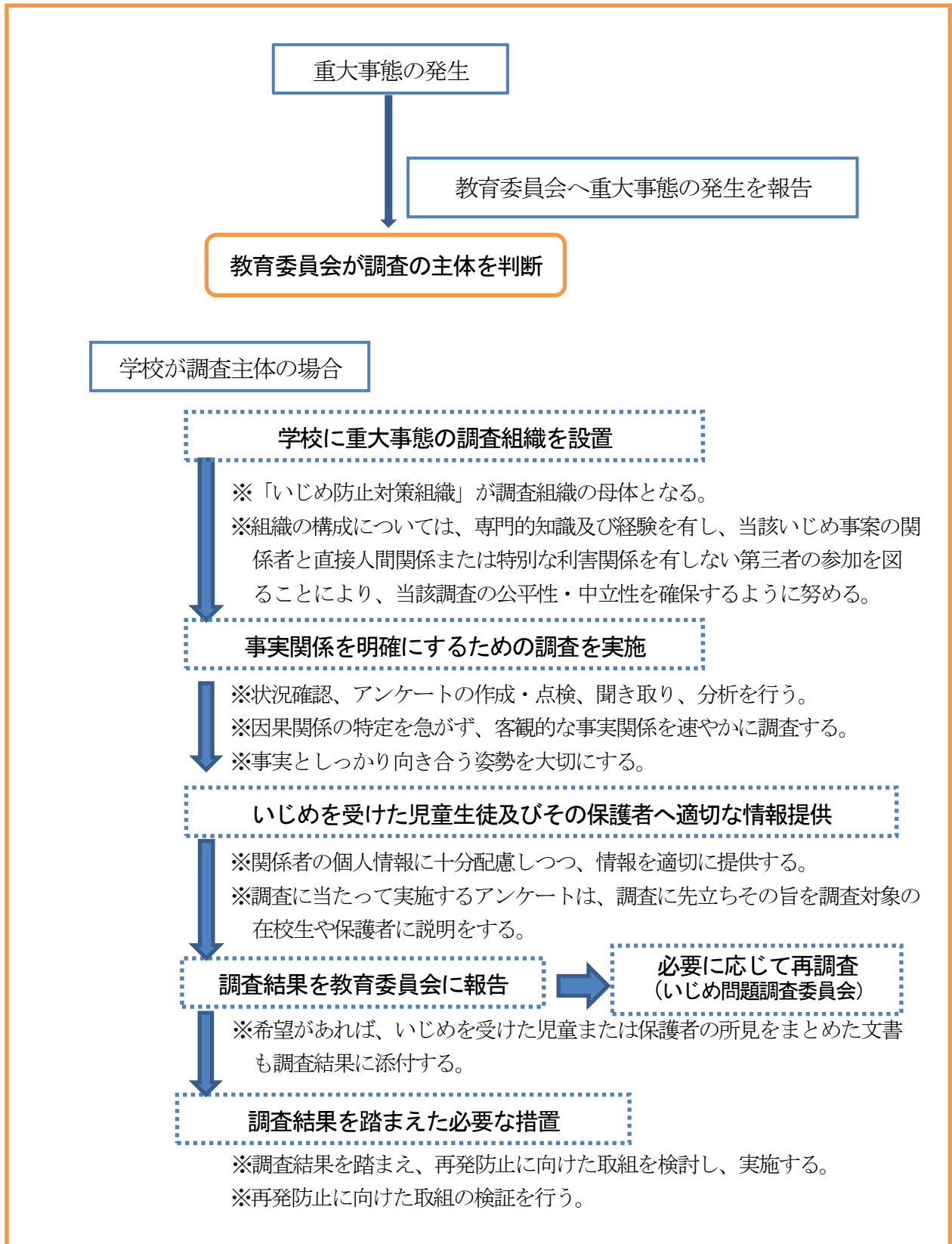
保護者に寄り添った対応を迅速に行う。

- (3) 当該事案のいじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか、いじめが生じた背景事情、人間関係の問題、学校や職員の対応状況を、可能な限り網羅的に明確にする。学校は、調査組織等に対して、積極的に資料の提供をする。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して説明する。これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシーの保護に配慮するなど適切に提供をする。
- (5) 学校は調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。また、再発防止に向けた取組の検証も行う。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「高台寺小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組について、定期的に見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 「いじめ問題取組チェック表」やいじめに関する項目を盛り込んだ教職員、保護者への「学校評価アンケート」を実施し、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

## 【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画>

	学校いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○一年生を迎える会 ○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会 ○学級懇談会 ○授業参観
5月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○ふれあい遊び（異学年交流活動）		○学校運営協議会への授業公開
6月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 ○「いじめ問題取組チェック表」	○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○「生活（いじめ）アンケート」 ○教育相談週間 ○身体測定	○授業参観
7月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○ふれあい遊び（異学年交流活動）		○個人懇談会
8月	○中間評価→検証		○校外指導	○校外指導
9月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○身体測定	○民生・児童委員と小中学校との情報交換会
10月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○運動会	○「生活（いじめ）アンケート」	
11月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○教育相談週間 ○身体測定	
12月	○教職員による「学校評価アンケート」 ○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○人権週間 ○赤い羽根募金活動 ○福祉実践教室 ○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○校外指導	○個人懇談会 ○保護者による「学校評価アンケート」 ○校外指導
1月	○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会	○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○身体測定	○学校評価アンケート結果の分析と改善方法の検討
2月	○「いじめ問題取組チェック表」	○ふれあい遊び（異学年交流活動）		○授業参観 ○学校運営協議会への授業公開 ○学校評価アンケートの外部評価（学校運営協議会）
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会	○6年生を送る会 ○ふれあい遊び（異学年交流活動）	○身体測定	○学校評価アンケートのまとめ公表

	○不登校対策委員会			
通年	○校内のいじめに関する情報の収集と対応策の検討	○朝会における校長講話 ○道徳教育、人権教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○保健指導（命の大切さ）（心と体の成長） ○情報モラル指導（インターネット・SNS）	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動（月に2回） ○情報モラル講習（インターネット・SNS）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。